

秘	
指定者	厚生労働省 労働基準局監督課長
有・無期限	
平成18年11月21日から 平成19年11月20日まで	

基監発第 1121001 号
平成 18 年 11 月 21 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行
に係る法違反に対する措置について

労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成17年法律第108号。以下「改正法」という。）及び改正法に係る政省令等の施行については、「労働安全衛生法等の一部を改正する法律（労働安全衛生法関係）等の施行について」（平成18年2月24日付け基発第0224003号）及び「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について（化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善関係）」（平成18年10月20日付け基発第1020003号）をもって指示されたところである。

このうち、化学物質等に係る表示及び文書交付制度の改善に関する改正事項については、当該事項を遵守するための環境が整備される必要があることから平成19年5月31日又は平成20年11月30日までの間、経過措置が設けられている一部事項を除き、平成18年12月1日に施行されることである。しかしながら、

監督指導時においては、当面、下記に示すところにより対応することとしたので、その取扱いに遺憾なきを期されたい。

記

[Redacted content]